

セクシャル・ハラスメントの防止及び苦情処理に関する要領

(平成 10 年 12 月 1 日
財 世 保 発 379 号)

(目的)

第1条 この要領は、職場におけるセクシャル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）防止に関する取扱いを定めるものである。職場において行われるセクハラの未然防止を図り、職員（公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）常勤職員、世田谷区派遣職員、契約職員、非常勤職員及び臨時職員をいう。以下同じ。）が、不利益を受けること又は、就業環境が害されることのないよう必要な配慮をし、男女が平等で対等な関係で快適に働くことができる良好な職場環境を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において職場及びセクハラは、次のことをいう。

- (1) 「職場」とは、職員等（派遣労働者、関係機関職員、顧客等を含む）が就業している場所、出張先、取引先、業務で使用する車内及び職場単位で行われる懇親会などの場所をいう。
- (2) 「セクハラ」とは、職場で就業している職員等を不快にさせる次の性的言動をいう。
 - イ) 職場において行われる性的な言動に対する職員等の拒否、抗議等の対応を理由として、当該従業員等不当な異動や退職を強要、又はちらつかせる行為。
 - ロ) 職場において行われる性的な言動により、職員等の就業関係を不快なものとし、能力の発揮に悪影響を与える行為。

(適用範囲)

第3条 この要領は、全ての職員に適用する。

(禁止行為)

第4条 職員は、セクハラに該当する次の行為を行ってはならない。

- (1) 相手の身体への不必要な接触をすること。
- (2) 性的な事実関係をたずねること。
- (3) 性的な内容の情報を意図的に流布すること。
- (4) 執拗な交際、飲食の誘いをすること。
- (5) わいせつな図画を配布・貼付すること。
- (6) 肉体的なことに関する中傷をすること。
- (7) その他相手の意に反する性的な言動により不利益を与える、又は職場環境を悪化させる行為をすること。

(管理監督者の責務)

第5条 職員を監督する地位にある者は、良好な就業環境を確保するために、日常の職務を通じた指導等によりセクハラの防止及び排除に努めるとともに、セクハラに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

2 所属の管理監督者は、次条に規定する相談・苦情担当窓口及び第11条に規定する外部相談窓口の調査及び苦情処理に協力しなければならない。

(相談・苦情担当窓口の設置)

第6条 財団は、セクハラに関する相談及び苦情に対応するため、相談・苦情担当窓口を設置する。

2 相談・苦情担当窓口は、別表に掲げる者とする。

(窓口の役割)

第7条 セクハラを受けていると思う職員は、相談・苦情担当窓口に申し出ることができる。また、被害を受けている職員の家族又は同僚も、当事者に代わって申し出ることができる。

2 相談・苦情担当窓口は、職員が気軽に相談できるよう適切な配慮をしなければならない。

(相談及び苦情の処理)

第8条 相談・苦情担当窓口が前条の規定による申し出を受けたときは、申出人及び関係人から事情を聴取し、苦情処理に当たらなければならない。

2 相談・苦情担当窓口は、事実の内容又は状況に応じ、申出人の不利益にならないよう配慮し、申出人の就業環境の改善のため必要な措置を行う。この場合において加害の事実が確認された時は、必要に応じて関係機関へ申し入れと協力要請を行う。

3 悪質な事例については懲戒処分の対象とする。

(不利益取り扱いの禁止)

第9条 相談・苦情担当窓口は、当事者のプライバシーの保護に努めるものとし、申出人に不利益な取り扱いを行ってはならない。

(再発の防止)

第10条 財団は、セクハラが発生した場合は、速やかに再発防止に取り組むものとする。

(担当の変更)

第11条 相談・苦情担当窓口の担当者がセクハラに加害者の可能性がある場合は、その上司が担当する。

(外部相談窓口の設置)

第12条 財団は、当事者の尊厳や人格等の保護を重視し、相談・苦情担当窓口のほかに、第三者機関による外部相談窓口を設置する。

- 2 セクハラを受けていると思う職員又は第 8 条における対応の結果セクハラではないと判断され不服がある職員は、外部相談窓口に応じることができる。
- 3 財団は、第三者機関による外部相談窓口の設置、変更並びに利用方法等について、職員に周知しなければならない。
- 4 外部相談窓口への通報又は通知のうち、第三者機関が調査により必要と認めた内容については、事務局管理課長がその報告を受け、速やかに被害者の保護及び再発防止等に努めるものとする。

附 則（平成 10 年 12 月 1 日財世保発第 379 号）

この要領は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 16 日公財世保発第 561 号）

この要領は、平成 24 年 2 月 16 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 26 日公財世保発第 561 号）

この要領は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 2 日公財世保規程第 6 号）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

相談・苦情担当窓口	事務局管理課長
	事務局総合福祉センター所長